

高齢者のみなさん!! ご注意を!!

事例1

光回線サービスの電話勧誘 トラブルが増えています!

被害の多い事例を
紹介します

自宅の固定電話に、契約先の大手通信会社を名乗る電話があった。アナログ回線を光回線にする工事を行っている、電話料金が安くなると説明され、了承した。住所と名前、携帯電話の電話番号を伝えた。1ヶ月くらいして書面が届くと案内された。自宅ではインターネットなどは利用しておらず、内容もよくわからなかったので本当に必要だったのか不安になった。どうすればよいか。(70歳代 女性)

ひとこと助言



- 突然電話がかかってきた際は、必ず事業者名とサービス名を確認しましょう。
- 電話勧誘の契約では、契約後に送付される「契約書面」とは別に、契約前の説明時に説明内容を記載した書面である「説明書面」を送り、その書面に基づいて消費者に説明する必要があります。説明書面が交付されない場合や、例外的に口頭説明や電磁的方法での交付に誘導される場合がありますので、よく確認をしましょう。
- 電話勧誘は不意打ち性が強く、その場で冷静な判断が出来ない可能性があるため、電話がかかってきたその日に契約しないようにしましょう。
- 契約書面が届いたらすぐに内容を確認し、契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、速やかに契約先事業者に申し出ましょう。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン188)。

事例2

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示された通りに数字等の入力を繰り返した。気づいたときには、約10万円送金させられていた。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。(60歳代)

ひとこと助言

- ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはけません。
- 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。
※局番なしの「188」にお電話すると、消費生活センターにつながります。

【相談先・問合せ】 城里町消費生活センター(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)
☎ 029-288-3111(内線 226) 相談日時: 月～金曜日 午前9時～午後4時